

愛犬ガイド

～ペットに関するお知らせ～



🐾犬の登録をしましょう🐾

- ・犬の所有者は、生後90日を経過した日、または飼い始めた日から30日以内に、犬の生涯に一度の登録が必要です。（狂犬病予防法第4条）
- ・登録をすると鑑札・門票が交付されますので、鑑札は首輪につけ、門票は玄関先に貼ってください。
- ・登録は市内の予防注射実施動物病院、または市役所本庁舎の市民生活課生活衛生担当（2階17番窓口）で受け付けます。※登録手数料/1頭3,000円

※江別市では、マイクロチップの登録と狂犬病予防法の登録は結びついておりません。そのため、マイクロチップの登録のみを行っている場合は、狂犬病予防法の登録も行ってください。



市のホームページ
（ペット関係）

🐾犬の登録変更手続きをしましょう🐾

- ・下記①②の場合は、市役所本庁舎の市民生活課生活衛生担当（2階17番窓口）で登録変更の手続きを行ってください。なお、電話での手続きも可能となっております（連絡先：381-1094）。

① 犬の登録事項（所有者の名前や住所など）に変更があった場合。

※市外に引越しをされた場合は、**転出先の市町村で登録変更の手続きを**してください。

（江別市での手続きは必要ありません。）

② 犬が死亡した場合

※江別市葬斎場での火葬を希望する場合は、事前に予約が必要です。（江別市葬斎場：382-2449）



🐾狂犬病予防注射を受けましょう(屋内犬・小型犬であっても必ず接種しましょう)🐾

- ・犬の所有者は生後91日以上の子犬に、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。
 - ※狂犬病予防法により「4月1日から6月30日までの間に受けさせなければならない。」とされています。
 - ※登録や予防注射を行っていない場合は狂犬病予防法により20万円以下の罰金が定められています。
 - ・市内の予防注射実施動物病院で接種すると、注射済票が発行されますので首輪につけてください。
- ※江別市外で狂犬病予防注射を受けた場合は、注射済票の交付手続きが必要です。

注射済証と交付手数料（550円）を持参して、市内の予防注射実施動物病院または市役所本庁舎の市民生活課生活衛生担当（2階17番窓口）で手続きをしてください。



🐾犬が逃げたときは…🐾

- ・放たれている犬を見かけたら、市民生活課生活衛生担当（381-1094）へ連絡してください。市では放たれている犬を保護します。
- ・飼っている犬が逃げた場合はすぐに、市民生活課生活衛生担当（381-1094）、江別保健所（383-2111）、江別警察署（382-0110）の3か所へ連絡してください。





ルールとマナーを守りましょう

～人もペットも暮らしやすい社会のために～



- 散歩のときは、リード（引き綱）をつけ、いつでも制御できるように短く（2メートル以内）持ち、事故防止に努めましょう。伸びるリードで長くして散歩をさせたり、ノーリードでの散歩や放し飼いは大変危険です。
- トイレを済ませてから散歩することを心がけ、公共の場所や他人の家の前や塀・門付近では排せつをさせないようにしましょう。
- 水を入れたペットボトルを持ち歩くなどして、糞尿後に水を撒いたり、糞は必ず持ち帰るなど、近所に対する思いやりや気配りをお願いいたします。
- 周りの人は飼い主が思っている以上に鳴き声に敏感です。適切なしつけを行い、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 外でブラッシングをすると、毛が風に乗って広範囲へと飛び散り、ご近所トラブルの原因にもなります。ブラッシングは場所に配慮し、抜けた毛はきちんと始末しましょう。
- いざというとき、ペットと安心して避難するためには、日頃から災害に対する備えが重要です。特に避難所におけるペットの管理は、「飼い主自ら」が行うため、平時からの対策をしましょう。
※ペットの災害対策については、江別市危機対策・防災担当(381-1407)または市のホームページ(QR)をご覧ください。



猫について



(ペットの災害対策)

ふん尿による畑や庭の被害で迷惑している方が増えています

飼い主の方へ

- 環境省の基準では「猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。」とされています。また、北海道の条例でも「猫の飼い主は、その飼養する猫について、疫病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない。」とされています。
- 野生動物に限らず、エキノコックス症はねずみを捕まえたり、食べたりすることで、猫にも感染することがあります。動物由来感染症や交通事故から守るためにも猫は室内で飼いましょう。

野良猫へエサを与えている方へ

- 野良猫へのエサやりの苦情も多く寄せられています。継続してエサを与えていると占有者として飼い主と同等の扱いとみなされ、その猫が周りに迷惑をかけたときにあなたの責任となります。野良猫にエサを与えるのであれば責任を持って飼い主になり、室内で飼いましょう。



動物由来感染症を知っていますか？

～エキノコックス症や狂犬病など多くの感染症があります～



- 「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。ペットの口の中や爪に細菌やウイルス等がいる場合や、糞尿に触れたりする場合に感染することがあります。
- 日常生活では次のことに注意しましょう。
 - ①過剰な触れ合いは控えましょう。
 - ②動物の身の回りは清潔にしましょう。
 - ③糞尿は速やかに処理しましょう。
 - ④動物にさわったり、土をさわった時などは必ず手洗いをしましょう。



感染症などの病気の詳細は、保健所（383-2111）へお問い合わせください